基本目標 | 子どもの健やかな育ちと安心して過ごせる環境の支援

(1) 子どもの健やかな育ちの支援

| | | | | | ②温ヴレけ | 異かる対応の | 場合(複数選 | श् न) | | | | | |
|-------------|------------------|--|--------|-----------|---------|--------|--------|---------------|-----------|--|-----|--|--|
| | 事業・取組 | 事業・取組内容 | 担当課 | ①実施状況 | 休止 (中止) | | 参加人数を | 対応回数 | 内容を変更して実施 | | その他 | | ③コロナの影響により、相談や貸付などの 対応件数が顕著に増加している場合、件数 等がわかればご記入ください。 |
| | | | | | | | | く天心 | | 変更点 | | 内容 | |
| | こんにちは赤ちゃん事業 | 妊婦健診や新生時訪問を通じ、母子の健康状態の確認や相談により、育児不安 や心身の不調を持つ妊産婦に対して支援を行います。 | 保健医療課 | 通常とは異なる対応 | | | | | | | 0 | 訪問前に電話をかけ、同居者に発熱 など体調の悪い人がいないことを確 認し訪問している。 | |
| 子どもの健康(からだと | 健康診査事業の推進 | 小児科医と歯科医による診察・身体計測、各発達段階に応じた発達検査等を行い、乳幼児の疾病等の早期発見をするとともに、栄養指導、保健指導を実施します。 | 保健医療課 | 通常とは異なる対応 | | 0 | | | 0 | R2.4月から5月にかけての緊急事態 宣言時には延期した。乳児前期健診 でのブックスタートは読み聞かせは 中止、説明と絵本の手渡しに変更し ている。集団指導は中止している。 | 0 | 乳幼児健診は密をさけ、時間毎に呼び出し、移動もできるだけ対面や交差のないよう動線を工夫している。 | |
| | 予防接種の推奨 | 疾病予防のため、予防接種を適切に受けられるよう、様々な機会を通し予防接 種の接種勧奨を実施します。 | 保健医療課 | 通常どおり実施 | | | | | | | | | |
| | 児童生徒の健康管理 | 学校医による(内科、歯科、眼科、耳鼻科)の診察、検診機関による尿等の検 査及び校内で行う検査を実施し、児童生徒の健康管理を行います。 | 学校教育課 | 通常とは異なる対応 | | | | | 0 | 学校保健法では、6月30日までに 実施することになっているが、実施 期間を延長して実施。すべての学校 において、11月までに実施できて いる。 | | | |
| こころ) | 命や性に関する教育の充実 | パパママ教室や訪問時に、性や妊娠、生命の尊さについての知識の普及啓発を 図ります。 | 保健医療課 | 通常とは異なる対応 | | | | | 0 | 当初の計画より一部日程変更。密にならないように実施場所を変更して 実施。 | | | |
| の確 | 命や性に関する教育の充実 | 各小中学校の性教育年間計画をもとに、発達段階に合わせ、性に対する知識の 向上やその普及推進に努めます。 | 学校教育課 | 通常どおり実施 | | | | | | | | | |
| 保 | 命や性に関する教育の充実 | 小中学生に「命の授業」や性教育を行い、自身の体や命の大切さを伝えます。 | NPO | 通常とは異なる対応 | 0 | | | | | | | 子どもを連れて学校へ入ることが困 難な為、今年度は実施できなかっ た。 | |
| | 学校での乳幼児ふれあい体験の推進 | 学校を拠点に、子育てひろばを開設し、児童生徒と乳幼児親子がふれ合う機会をつくり、生徒たちが命の尊さを肌で感じ、将来の子育てへの関心を高める機会とします。 | 子育て支援課 | 通常とは異なる対応 | 0 | | | | | | | R2.3 月以降、学校内でのひろば開設 は困難と判断し、学校と協議の上中 止している。再開のメドが立ってい ない。 | |

基本目標 | 子どもの健やかな育ちと安心して過ごせる環境の支援

(1) 子どもの健やかな育ちの支援

| | | | | | ②通常とは | 異なる対応の場 | 場合(複数選 技 | 択可) | | | | | - |
|-------------|------------------------------|---|----------------------------------|-----------|------------|---------------------|---------------------|-----|-----------|--|-----|---|--|
| | 事業・取組 | 事業・取組内容 | 担当課 | ①実施状況 | 休止 (中止) | 実施頻度を 減らして 実施 | 参加人数を 制限して 実施 | | 内容を変更して実施 | | その他 | | ③コロナの影響により、相談や貸付などの 対応件数が顕著に増加している場合、件数 等がわかればご記入ください。 |
| | | | | | | | | | | 変更点 | | 内容 | A 10 0 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 |
| | スクールカウンセラー、心の居場所サポー ターの配置 | 児童生徒の悩みや不安、保護者の思いに寄り添い、心にゆとりをもてる環境を 提供できるように、スクールカウンセラーや心の居場所サポーターを配置し対 応します。 | 学校教育課 (京都府) | 通常とは異なる対応 | | | | 0 | | | | | 令和2年度については、 SCの配分時間が208時間程度 SSWの配分時間が60時間程度追加された。 |
| 相 | スクールソーシャルワーカーの配置 | 教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を有するスクールソーシャルワーカーが、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを構築し、困難を抱える児童生徒を支援します。 | 学校教育課 (京都府) | 通常とは異なる対応 | | | | 0 | | | | | 令和2年度については、 SCの配分時間が208時間程度 SSWの配分時間が60時間程度追加され た。 |
| 談 体 制 | 子育て相談の充実 | 身近な相談場所、親子の交流の場として各保健福祉センター(4ヶ所)で実施 しています。 | 保健医療課 | 通常とは異なる対応 | | 0 | 0 | | 0 | 緊急事態宣言中は中止。予約制に し、半日だった相談日を一日にして 対応している。 | | | |
| 充実 | 子ども・家庭相談の充実 | ・家庭児童相談員が随時養育相談を行います。また、子育てひろば事業の場でも、支援員が相談に対応します。 ・保育所、幼稚園、学校での子どもの様子から保育士、幼稚園教諭、教師が、児童生徒の変化に気づき、支援が必要な場合は関係機関につなぎます。 | 子育て支援課 | 通常どおり実施 | | | | | | | | | 訪問の際には、事前に体調の悪い方がいないか確認をした。 |
| | 思春期こころの健康相談の充実 | 思春期のこころの健康について、精神科医による相談につなぎます。 | 京都府 (関係課) | 通常どおり実施 | | | | | | | | | |
| | 不登校等の教育相談の充実 | 不登校の悩み等を抱える方に、相談支援を行います。 *教育相談は電話による相談と臨床心理士によるカウンセリング(要予約) | 学校教育課 | 通常どおり実施 | | | | | | | | | |
| | 家庭における食の啓発・推進 | 適切な食生活が、乳幼児期から学童期、思春期へと継続されるように、育児支援事業や母子保健事業、保育所や幼稚園、学校を通じて食育を推進し、啓発に取組みます。また、小学校で実施する「弁当の日」では、学校や地域組織が協力し、子ども達の生きる力を育みます。 | 保健医療課 子育て支援課 学校教育課 地域団体 | 通常とは異なる対応 | 0 | | 0 | | 0 | ・「離乳食教室」は人数制限を行い、試食を中止し体験型に変更。 ・「弁当の日」はR2年度は実施できなかった。 | | | 保育所、幼稚園、学校の食育は通常どおり 実施。 |
| 食育 | 学校給食の充実 | 小中学校の児童生徒に対し、栄養パランスのとれた給食を提供し健康の保持増 進に努めます。 | 学校教育課 | 通常どおり実施 | | | | | | | | コロナ対策として、食事中は前を向いて会話をせず食べる。 | |
| の 推 | 保育所給食の充実 | 保育所の児童に対し、栄養パランスのとれた給食を提供し健康の保持増進に努めます。 | 子育で支援課 | 通常どおり実施 | | | | | | | | コロナ対策として、アクリル板を立 てて食事をする。 | |
| | こども食堂の開設 | 子どもだけでも利用できる食堂を開設し、一緒に作ったり、みんなで食事をします。 | NPO(複数) | 通常とは異なる対応 | 0 | 0 | 0 | | 0 | ・この1年中止した。 ・テイクアウトに変更した。 | 0 | 実施する場合は、密にならない工夫 し、清掃・消毒を念入りに行ってい る。 | |
| 供 | 食事の提供支援についての研究【新規】 | こども食堂の設置のない地域での食事支援のあり方について研究をします。 | 子育て支援課 | 通常とは異なる対応 | | | | | | | | コロナ禍で子ども食堂等が工夫して 実施された例(宅配やキッチンカー での食事支援、フードバンク支援) が、今後の検討のヒントになると考 える。 | |

基本目標 | 子どもの健やかな育ちと安心して過ごせる環境の支援

(2) 子どもの居場所づくり・交流や体験機会の充実

| | | | | | ②通常とは | 異なる対応の均 | 場合(複数選 | 択可) | | | | | |
|---------------|----------------------|---|--------|-----------|---------|---------|---------------------|------|-----------|--|-----|--|--|
| | 事業・取組 | 事業・取組内容 | 担当課 | ①実施状況 | 休止 (中止) | | 参加人数を 制限して 実施 | 対応回数 | 内容を変更して実施 | | その他 | | ③コロナの影響により、相談や貸付など の対応件数が顕著に増加している場合、 件数等がわかればご記入ください。 |
| | | | | | | 天心 | 关 派 | て実施 | | 変更点 | | 内容 | |
| | 放課後児童クラブ運営事業 | 保護者が就労等により家庭で保育できない児童について、遊びや生活の場を提供します。 | 社会教育課 | 通常とは異なる対応 | | | | 0 | 0 | 学校が休校となったため、一日開所 の日数を増加して実施した。 | | | |
| | 地域センター・児童館運営事業 | 子ども達の遊びや活動の拠点の一つとして開設します。 | 人権政策課 | 通常とは異なる対応 | | | 0 | | 0 | コロナの感染防止対策の為、保護者 等に対し、極力、家庭での保育を要 請した。 | | | |
| 居 | 適応指導教室の開設 | 様々な理由で学校に登校しにくい児童生徒のための居場所として「適応指導教室「さくら」を開設します。 | 学校教育課 | 通常どおり実施 | | | | | | | | | |
| 場所の開設 | 子どもの居場所開設 | 放課後や休日に、スタッフが見守る中、地域の子ども達が過ごせる居場所を提供します。 | NPO | 通常とは異なる対応 | 0 | 0 | 0 | | 0 | (複数団体の回答) ・緊急事態宣言発令中は中止した。 ・なるべくボランティアスタッフに も参加者にも、無理なく参画できる よう、寸前まで受付けられるような メニューにした。 | 0 | ・常時換気のため、夏季冬季のエアコンは稼働させなかった。 ・おやつなどはなるべく個包装のものに変えた。個包装でないおやつは 短時間で食べ終えるようにした。 ・お茶の提供を控えた。 | |
| | 第三の居場所開設【新規】 | 家庭生活の支援が必要な子どもを発見するとともに、家庭や学校に代わる、子 ども達が安心して過ごすことができる小学生対象の居場所を園部地域に開設し ます。居場所では心の豊かさと生きる力を向上させることを目指し、個々に応 じた支援を行います。 | 子育て支援課 | 通常どおり実施 | | | | | | | | | ・コロナによる影響ではないが、対象を中学生まで拡大し実施している。 ・施設の周知と支援が必要な家庭へのア プローチとして、予約制にしたイベント をNPOと共催で開催した。 |
| 交 流 や:: | 放課後子ども教室(京のまなび教室)の実施 | 地域と協働し、子ども達を地域社会の中で健やかに育てるための環境づくりを図ります。 | 社会教育課 | 通常とは異なる対応 | 0 | 0 | | | | | | 事業の中止を判断したところや、実 施に向けて準備をしたが、最終中止 をした教室があった。 | |
| 体 験 機 | 「地域を学ぶ、地域で学ぶ」環境の創出 | 地域の自然・歴史・文化・先人の知恵や工夫を、体験を通して学ぶ様々な学習 機会を創出します。 | 学校教育課 | 通常とは異なる対応 | | 0 | | | 0 | 学習発表会を紙上発表に変更した | | | |
| 会の充実 | 体験活動の実施 | 子ども達に、自然体験など、豊かな体験活動を提供します。 | NPO | 通常とは異なる対応 | 0 | 0 | | | | | | 夏の体験は実施した。冬の体験は一度延期をし実施を試みたが、緊急事態宣言の延長を受け、最終中止の判断をした。 | 冬の体験は実施できなかったが、27人からの申込みがあった。 |

基本目標 | 子どもの健やかな育ちと安心して過ごせる環境の支援

(3) 子どもの学びの支援

| | | | | | ②通常とは昇 | 異なる対応の場 | 易合(複数選 | 択可) | | | | | |
|-------------------------|--|---|------------------|-----------|---------|---------|---------------|------------------------|-----------|-----|-----|--|--|
| | 事業・取組 | 事業・取組内容 | 担当課 | ①実施状況 | 休止 (中止) | 減らして | 参加人数を制限して | 対応回数 (配置)な どを増やし | 内容を変更して実施 | | その他 | | ③コロナの影響により、相談や貸付など の対応件数が顕著に増加している場合、 件数等がわかればご記入ください。 |
| | | | | | | 実施 | 実施 | て実施 | | 変更点 | | 内容 | |
| 学習支援 | 生活困窮者世帯に対する学習支援 | 生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象として、家庭訪問による 学習支援を行います。 | 福祉相談課 | 通常とは異なる対応 | | | | | | | 0 | 緊急事態宣言に伴う小・中学校の休校に合わせて、子どもの学習・生活支援事業を休止していたが、令和2年6月から事業を再開し、以後、通常通り実施している。 | ・小学校 3 年生 1名、4年生 1名、5年生 1名 |
| 推進 | テレビ学舎 | 中学生を対象とした家庭学習支援事業。CATVを有効利用し、年間を通じて数学、英語、国語の講座を番組として放映し、家庭学習を支援します。(放映午後9時30分~午後10時) | 学校教育課 | 通常どおり実施 | | | | | | | | | 今後、学校の臨時休業等があれば、タブレットの活用に移行していく可能性がある。 |
| | 就学援助事業 | 経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用の 一部を援助します。 | 学校教育課 | 通常どおり実施 | | | | | | | | | 給食費等の支払いが困難な家庭に個別に 案内をするなど、制度のPRに努めた が、コロナの影響を理由に新たに申請さ れた家庭はなかった。 |
| | | 生活保護を受給されている世帯のお子さんが、義務教育を受けるために必要な 費用を支給します。 | 社会福祉課 | 通常どおり実施 | | | | | | | | | |
| 就 | <高等学校等進学> 高校生給付型奨学金※高校進学時 | 生活保護受給世帯又は市民税が非課税世帯の子どもが、高等学校等へ進学する 場合に、入学支度金や奨学金等を支給します。 | 京都府 | 通常どおり実施 | | | | | | | | | |
| が 学 ・ 進 学 支 | <高等学校等入学準備> 生活福祉資金貸付金(無利子)※高校進学時 | 低所得世帯のお子さんが、高等学校等に就学するために必要な費用を、他の 「公的な教育支援貸与(貸付)制度」の借入ができるまで、「つなぎ資金」と して貸付します。 | 社会福祉協議会 | 通常どおり実施 | | | | | | | | | 通常なら2月までには数件の相談があるが、本年度は関係機関を通じての相談が2件あるのみで、相談辞退が少ない。コロナの影響を受けて、進学を断念しているのではないか、と心配している。 |
| 援 の 充 | | 勉強意欲がありながら、経済的な理由によって修学が困難な高校生等に、修学 金の貸与(貸付)又は金融機関からの融資(借入)について利子の補給を行い ます。 | 京都府 | 通常どおり実施 | | | | | | | | | |
| 実 | 奨学のための給付金 (高校生等奨学給付金) 【支給】※高校生対象 | 生活保護受給世帯又は府民税所得割額と市民税所得割額非課税世帯の生徒に対し、授業料以外の教育費負担を軽減するため、「奨学のための給付金」を支給します。 | 京都府 | 通常どおり実施 | | | | | | | | | |
| | <高等專門学校生> 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 (貸与) | 経済的理由により修学に困難がある学生に対して、奨学金を貸与(貸付)します。 | 在籍している 高等専門学校 | | | | | | | | | | |
| | ・公立高校就学支援金 ・私立高校・高等専門学生就学支援金 | 授業料への支援として、所得により一定額を学校に支給します。 | 在籍している学校 | | | | | | | | | | |
| 学習支援の推進 | 学習サポーターの登録・派遣 【新規 2020年度は検討】 | 経済的な理由により塾に通えない子どもや不登校の子どものための学習支援を 行うサポーター(学生等)を募集し、NPO等が開設する居場所などへの派遣 を行います。 | 子育て支援課 | 通常とは異なる対応 | 0 | | | | | | | | |

基本目標 | 子どもの健やかな育ちと安心して過ごせる環境の支援

(4) 将来の自立に向けた若者への支援

| | | | | | ②通常とは乳 | 異なる対応の ⁵ | 場合(複数選 | 択可) | | | | | |
|-------|-----------------------------------|---|-----------------|-----------|---------|---------------------|---------------------|----------------|-----------|-----------------------------|-----|---|--|
| | 事業・取組 | 事業・取組内容 | 担当課 | ①実施状況 | 休止 (中止) | | 参加人数を 制限して 実施 | 対応回数(配置)などを増やし | 内容を変更して実施 | | その他 | | ③コロナの影響により、相談や貸付など の対応件数が顕著に増加している場合、 件数等がわかればご記入ください。 |
| | | | | | | Ziii: | 7.115 | て実施 | | 変更点 | | 内容 | |
| 専門家に | | 非行等の問題を抱える少年の立ち直りを支援するチームが、支援プログラムを 作成し、様々な体験活動等を通じて立ち直りを支援します。 | 京都府 (子育て支援課) | 通常どおり実施 | | | | | | | | | |
| による支援 | なんたんユースHUB(ハブ)との連携 | 京都府ひきこもり訪問応援「チーム絆」事業の取組みとして、教育、家庭、就 労、福祉の各領域の団体が連携して、南丹地域で不登校やひきこもりなどに関 する支援を提案する取組みにつなげます。 | 京都府 (子育て支援課) | 通常どおり実施 | | | | | | | | | |
| 就労支援 | 若い世代への就労支援の充実 | ・ハローワークや京都ジョブパークと連携し、これら関係機関が開催する合同 面接会やセミナー開催を周知し、若者(義務教育終了後の若者)の就労を支援 します。 ・なんたん地域若者サポートステーションと連携し、学校を卒業、中退、ある いは仕事をやめ、現在働いていない15歳以上の若者を対象に個別相談や職場体 験などを開催します。 | 商工課 | 通常とは異なる対応 | | 0 | 0 | | 0 | 相談業務にオンラインや電話対応な どを推奨した。 | | | コロナの影響で新規登録者数及び新規就 職者数自体が減少しているが、南丹地域 内における有効求人倍率が顕著に減少し ており就職しにくい状況が続いている。 |
| 居場所開設 | | 不登校や引きこもり、登校渋り等の状態にある子どもに居場所の提供をしています。 本人の気持ちに寄り添いながら、就学等の社会への再接続を目指します。 | NPO | 通常どおり実施 | | | | | | | | | |
| 情報発信 | 進学に向けた支援情報周知の強化 【新規 2020年度は検討】 | 進学に向け、中学生や高校生にもわかりやすい「支援制度のてびき」を作成 し、各種支援制度の周知に努めます。 | 子育て支援課 | 通常とは異なる対応 | | | | | | | 0 | (中学校への現状聞き取り) 進学相談時に、支援が必要な家庭に は学校から京都府の冊子やパンフ レットにより案内を行っている。 | |
| の充実 | | 居場所開設や進学にかかる情報などを、子ども達自身が受け取れるように、SNSなどを活用した情報発信を行います。 | 子育て支援課 | 通常とは異なる対応 | 0 | | | | | | | | |

基本目標 || 生活基盤の安定と経済的支援

(1) 保護者への生活支援

| | | | | | ②通常とは乳 | 異なる対応の均 | 易合(複数選技 | 択可) | | | | | |
|------------------|---------------------|--|--------|-----------|------------|---------|---------------------|------------------------|-----------|---|-----|------------------------------------|---|
| | 事業・取組 | 事業・取組内容 | 担当課 | ①実施状況 | 休止 (中止) | | 参加人数を 制限して 実施 | 対応回数 (配置)な どを増やし | 内容を変更して実施 | | その他 | | ③コロナの影響により、相談や貸付などの対応件数が顕著に増加している場合、件数等がわかればご記入ください。 |
| | | | | | | | | て実施 | | 変更点 | | 内容 | |
| | | 生活保護に至るまでの「生活困窮状態」にある方に状況を詳しく聞き取り、自 立した生活に向けての伴走的相談支援を行います。 | 福祉相談課 | 通常とは異なる対応 | | | | 0 | 0 | 生活福祉資金特例貸付(緊急小口資金、総合支援資金)の設定に伴い、総合支援資金の貸付決定者を生活困窮者自立相談支援事業の利用者に追加しています。利用者の増加に伴い、通常よりもプラン決定を簡素化し、事務処理の負担を軽減しています。また、月1回の定例の支援調整会議に加えて、臨時支援調整会議を開催し、支援が滞らないように対応しています。 | | | 生活福祉資金特例貸付(緊急小口資金、総合支援資金)の設定により、新型コロナウィルス感染症の拡大に伴う経済的影響から収入が減少した生活困窮者からの資金相談が急増しました。令和3年1月31日現在、特例貸付(緊急小口資金、総合支援資金)の相談は318件あり、そのうち貸付決定は295件ありました。そこから生活困窮者自立相談支援事業へつなぐケースがあり、令和3年1月31日現在、137件の新規受付がありました。 |
| 生 | | 生活困窮世帯の家計における収支バランスの見直しや、税料・公共料金・医療 費等の滞納料金の支払い方、債務整理などについて、アドバイスを行います。 | 福祉相談課 | 通常どおり実施 | | | | | | | | | |
| 活基盤の確保 | | 離職などにより住居を失った方又は失うおそれが高い方に対して、就職に向け た活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します | 福祉相談課 | 通常とは異なる対応 | | | | | 0 | 令和2年度に支給要件を緩和する変更があり、新型コロナウィルス感染症の拡大による影響を受けて収入が減少した生活困窮者も支給対象に追加されました。 | | | これまで、離職者からの申し込みが年1 件程度にとどまっていましたが、新型コロナウィルス感染症の拡大に伴う経済的 影響から収入が減少した生活困窮者からの相談が急増し、令和3年2月1日現在、11件の支給を決定しました。 |
| | | 住居をもたない方等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所と食事を提供します。 | 福祉相談課 | 通常どおり実施 | | | | | | | | | 新型コロナウィルス感染症の拡大に伴う 経済的影響から収入が減少して住居喪失 に至ったケースはありませんが、利用者 は急増しました。元派遣社員からの相談 が多くを占めています。昨年度まで利用 実績がなく0件が続いていましたが、令 和2年度になって、6件の利用を決定しま した。 |
| | 外国人のための日本語支援 | 生活する上で必要な日本語の取得に向けて、週2回市民ボランティアによる教 室を開催しています。 | 地域振興課 | 通常とは異なる対応 | 0 | | | | | | 0 | 緊急事態宣言期間は中止。期間外は 感染症対策を十分に取り開設。 | 外国人の方から特定定額給付金の問合せ 1件 |
| 生 活 支 援 | モノ支援 【新規 2020年度は検討】 | 制服や学用品などのリユースの仕組みを検討します。 | 子育て支援課 | 通常どおり実施 | | | | | | | | | 中学校へ実施状況の調査から、促進事例 をまとめた。 |

基本目標 || 生活基盤の安定と経済的支援

(2) 保護者への就労支援

| | | | | | ②通常とは昇 | 異なる対応の均 | 場合(複数選 | 択可) | | | | | |
|------|----------------------------------|--|--------|-----------|------------|-------------|---------------------|-------------------------|-----------|----------------------------------|-----|----|---|
| | 事業・取組 | 事業・取組内容 | 担当課 | ①実施状況 | 休止 (中止) | 実施頻度を減らして実施 | 参加人数を 制限して 実施 | 対応回数 (配置) な どを増やし | 内容を変更して実施 | | その他 | | ③コロナの影響により、相談や貸付など の対応件数が顕著に増加している場合、 件数等がわかればご記入ください。 |
| | | | | | | 天 爬 | 关ル | て実施 | | 変更点 | | 内容 | |
| 就労支援 | 生活困窮者自立相談支援事業 | 生活困窮者の自立に向け、ハローワークなどと連携したサポートを行います。 (履歴書の書き方、面接の受け方、強みを活かした就職活動のしかた) | 福祉相談課 | 通常どおり実施 | | | | | | | | | 新型コロナウィルス感染症の拡大に伴う 経済的影響から収入が減少した生活困窮 者からの相談が急増しているが、就労支 援の希望はあまり多くない。ハローワー クによると、感染拡大の収束を待って、 現在の職業を継続したいとの希望が多い とのこと。 |
| | 就労支援の充実 | なんたん地域若者サポートステーションと連携し、仕事をやめ、現在働いていない49歳までの方を対象に個別相談や職場体験などを開催します。 | 商工課 | 通常とは異なる対応 | | 0 | 0 | | 0 | 相談業務にオンラインや電話対応な どを推奨した。 | | | コロナの影響で新規登録者数及び新規就 職者数自体が減少しているが、南丹地域 内における有効求人倍率が顕著に減少し ており就職しにくい状況が続いている。 |
| | 保育所での保育の提供 | 保護者が就労等により保育できない児童について、遊びや生活の場を提供し、 保護者の就労を支援します。 | 子育て支援課 | 通常どおり実施 | | | | | | | | | |
| 保 | 放課後児童クラブでの保育の提供 | 保護者が就労等により保育できない児童について、遊びや生活の場を提供し、 保護者の就労を支援します。 | 社会教育課 | 通常とは異なる対応 | | | | 0 | 0 | 学校が休校となったため、一日開所 の日数を増加して実施した | | | |
| 育等の確 | ファミリーサポートセンター事業 | 子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員になり、地域の中で子育 てを支援します。 | 子育て支援課 | 通常どおり実施 | | | | | | | | | 預かり等は、対策を講じて通常どおり実施したが、会員の講習会の一部(救命講習) や、会員全体交流会は中止した。 |
| 保 | 子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ) | 子育て家庭の様々なニーズにより、児童養護施設等で一時的に子どもを預かる事業です。 ショートステイについては、おおむね7日以内の期間入所により養育を行います。トワイライトステイについては、おおむね6ヵ月以内の期間、施設の通所により、生活の安定等を図ります。 | 子育て支援課 | 通常どおり実施 | | | | | | | | | |

基本目標 || 生活基盤の安定と経済的支援

(3) 経済的支援

| | | | | | ②通常とは昇 | 異なる対応の均 | 易合(複数選 | 選択可) | | | | | |
|------------------|--------------------------------------|---|--------|---------|------------|-------------|---------------------|------|-------|-----|-----|----|--|
| | 事業・取組 | 事業・取組内容 | 担当課 | ①実施状況 | 休止 (中止) | 実施頻度を減らして実施 | 参加人数を 制限して 実施 | | 内容を変更 | | その他 | | ③コロナの影響により、相談や貸付などの対応件数が顕著に増加している場合、 件数等がわかればご記入ください。 |
| | | | | | | 天 爬 | 关 爬 | て実施 | | 変更点 | | 内容 | |
| 手当・医療 | 医療費の助成 ・子育て支援医療費助成事業 ・すこやか子育て医療費助成事業 | 入院、通院にかかる医療費(保険診療分のみ)を助成します。 | 子育て支援課 | 通常どおり実施 | | | | | | | | | |
| 費助成 | 児童手当支給事業 | 国の制度により、中学校修了までの児童を養育している方に手当を支給します。 | 子育て支援課 | 通常どおり実施 | | | | | | | | | |
| 等 の 充 実 | 生活保護費支給事業 | 生活保護法に基づき、生活・住宅・教育・出産・生業・葬祭・医療・介護など の扶助費を支給し、最低限度の生活保障及び自立の助長を支援しています。 | 社会福祉課 | 通常どおり実施 | | | | | | | | | |
| 助 | 助産施設への入所等補助 | 経済的理由などによって入院助産を受けることができない妊産婦の方の入院、 出産の補助を行います。 | 子育て支援課 | 通常どおり実施 | | | | | | | | | |
| 成・減免 | 訪問支援サービス利用料助成 | 生活保護受給世帯は全額助成、ひとり親世帯は半額を助成します。 | 子育て支援課 | 通常どおり実施 | | | | | | | | | |
| 制度の | 保育所・幼稚園保育料の減免制度 | 生活保護世帯は全額、ひとり親世帯は所得に応じて減免の場合があります。 | 子育て支援課 | 通常どおり実施 | | | | | | | | | |
| 充実 | ファミリーサポートセンター利用料の助成 | 生活保護受給世帯は全額助成、ひとり親世帯は半額を助成します。 | 子育て支援課 | 通常どおり実施 | | | | | | | | | |

基本目標Ⅱ 生活基盤の安定と経済的支援

(4) ひとり親家庭への支援

| | | | | | ②通常とは昇 | なる対応の 場 | 易合(複数選 | 択可) | | | | | |
|------------------|--|--|-----------------|-----------|------------|----------------|---------------------|-------|-----------|-----|-----|---|--|
| | 事業・取組 | 事業・取組内容 | 担当課 | ①実施状況 | 休止 (中止) | 実施頻度を減らして実施 | 参加人数を 制限して 実施 | どを増やし | 内容を変更して実施 | | その他 | | ③コロナの影響により、相談や貸付など の対応件数が顕著に増加している場合、 件数等がわかればご記入ください。 |
| | | | | | | 关ル | 大 爬 | て実施 | | 変更点 | | 内容 | |
| 経 | 児童扶養手当支給事業 | 18歳年度末までの児童(中程度以上の障害がある場合は20歳未満の児童)を監護・養育するひとり親の家庭、父または母が一定の障がいのある家庭に手当を支給します。 | 子育て支援課 | 通常どおり実施 | | | | | | | | | ※コロナ対策 ひとり親世帯臨時特別給付金の支給 |
| 済的な支 | 福祉医療支給事業 | 18歳年度末までの児童を養育するひとり親家庭の入院、通院にかかる医療費 (保険診療分のみ)を助成します。 | 子育て支援課 | 通常どおり実施 | | | | | | | | | |
| 援 | ・母子家庭奨学金・福祉資金貸付・母子資格取得助成・通勤定期乗車券の特別割引など | 国、府の各種制度案内や養育費相談支援センター等の相談機関の案内を行うな ど、ひとり親家庭の生活の安定に必要な支援を行います。 | 京都府 (子育て支援課) | 通常とは異なる対応 | | | | | | | 0 | ・母子家庭奨学金については、郵送 による証明の依頼、申請を可とし た。 | |
| | 日常生活支援事業 | 保護者が仕事や傷病などで児童の養育が困難な時などに、家庭生活支援員を派遣して、家事や保育を手伝ったり、必要に応じて子どもを預かります。 | 京都府 | 通常どおり実施 | | | | | | | | | |
| 生活 | 府営住宅の優先入居 | 府営住宅の一般募集とは別に、母子世帯・父子世帯の方等に限定した入居者募 集を行っています。 | 京都府 | 通常どおり実施 | | | | | | | | | |
| ・ 子 育 て | 就労支援・母子資格取得助成 | ひとり親家庭の方の就業相談や就職のための資格取得助成などを実施します。 | 京都府 | 通常どおり実施 | | | | | | | | | |
| 支援 | 保育所入所の優先基準の設定 | 就労支援として、保育所入所への優先基準を設けています。 | 子育て支援課 | 通常どおり実施 | | | | | | | | | |
| | 母子交流会事業 | 南丹市母子寡婦福祉会の事業として、母子交流会や親子のつどいを実施し交流 を図ります。 | 子育て支援課 | 通常とは異なる対応 | 0 | | | | | | 0 | 寄せ植え講習会以外の交流事業を中止 | |

基本目標Ⅲ 社会全体での気づきの醸成と支援への仕組み

(1) 連携体制の構築

| | | | | | ②通常とは昇 | 異なる対応の均 | 場合(複数選技 | 択可) | | | | | - |
|------------------|--|--|-----------------|-----------|---------|---------|-----------|-------------------------|-----------|---|-----|---|--|
| | 事業・取組 | 事業・取組内容 | 担当課 | ①実施状況 | 休止 (中止) | 減らして | 参加人数を制限して | 対応回数 (配置) な どを増やし | 内容を変更して実施 | | その他 | | ③コロナの影響により、相談や貸付など の対応件数が顕著に増加している場合、 件数等がわかればご記入ください。 |
| | トの実施 子 保健 事業 のの健やかな発達のための支援 (健診、親子教室、離乳食教室、子育で相 説) 産前産後サポート事業 (マタニティ訪問・訪問支援サービス) を音ができる。 を音がなど、である。 とは、 ませい まままままままままままままままままままままままままままままままままま | | | | | 実施 | 実施 | て実施 | | 変更点 | | 内容 | |
| R | | 妊娠届時には必ず保健師等の専門職が面接とアンケートを実施し、支援が必要な妊婦を早期に発見し、関係機関と連携した支援を行います。 | 保健医療課 | 通常とは異なる対応 | | | | | 0 | R2.4月から5月の緊急事態宣言時には、密になる相談室の使用は中止した。面接時間等も一定短縮し電話等で補った。 | 0 | 感染の心配のないオンラインでの相 談としてzoomでの相談ツールを導入 をした。 | |
| 子 保 健 | こんにちは赤ちゃん事業 | 出生児を対象に家庭を訪問し、母子の健康状態の確認や、保護者からの困りごとや悩みを聞き、保護者の不安解消に努めます。また、必要なケースについては、継続訪問や栄養士と同伴で対応します。 | 保健医療課 | 通常とは異なる対応 | | | | | | | 0 | 訪問前に電話をかけ、同居者に発熱 など体調の悪い人がいないことを確 認し訪問している。 | |
| 業の中 | (健診、親子教室、離乳食教室、子育て相 | 乳幼児健診では、乳幼児の心身の状態を観察、医師の診察、育児や食育などの 相談支援を行います。親子教室などでは、育児、食育などの相談指導を実施し ます。 | 保健医療課 | 通常とは異なる対応 | | 0 | | | 0 | にこにこ親子教室は開始の時期を遅らせ、1クラスの人数を減らしクラス を増設することで実施。 | 0 | 1歳すくすく教室は5月に延期し、8 月から実施し、10月を追加実施し対 応する。 | |
| での気づ | | 妊娠中にケア専門員が家庭訪問し、出産や育児相談支援を行います。ケアの必要な家庭には、訪問支援員による家事支援、育児支援といった具体的支援を行います。 | 保健医療課 子育て支援課 | 通常どおり実施 | | | | | | | | | |
| き | 子育て世代包括支援センターの運営 | 妊娠期から子育て期において、それぞれの段階に対応した支援を切れ目なく行うため、母子保健と子育て支援を包括的に運営するしくみ。それぞれの段階で育児相談を受ける子育で専任スタッフを「子育てコンシェルジュ」として配置しています。 | 保健医療課 子育で支援課 | 通常どおり実施 | | | | | | | | | |
| | 士任旧番未昌 昆仕旧番未昌との連進 | 地域の子ども達の実態を、見守りの視点で把握に努めていただき、気になる家 庭や児童があれば、子育て支援課に情報共有いただきます。 | 福祉相談課 | 通常どおり実施 | | | | | | | | | |
| 地域での気づき | | 要保護児童対策地域協議会を通じて京都府家庭支援総合センター、保健所と連携し家庭支援を進めるとともに、生活に困難を抱えている家庭の早期発見ができるよう啓発に努めます。 | 子育て支援課 | 通常とは異なる対応 | | | | 0 | 0 | ・学校等の休業などで見守りの機会が減少したことを受け、国から「子どもの見守り強化アクションプラン」が打出され、要対協が中心となってケース登録児童の状況を週1回程度確認した。 ・例年実施している児童虐待防止推進月間中の街頭啓発を中止し、啓発チラシの全戸配布を行った。 | | | |
| | 子育てに関する子育てボランティア・サークル、NPO法人との連携 【新規】 | 地域の人材を活かした子育て支援をめざし、子育て支援に関するNPO法人等 と連携し、課題解決に向けた取組みを協働で進めます。 | 子育て支援課 | 通常とは異なる対応 | 0 | | | | | | 0 | ・サークル交流会は実施できなかった。 ・関係するNPOと、支援の必要な 家庭の連携を行った。 ・支援へ繋げることを目的に、NPO と共催でイベントを開催した。 | |
| 庁 内 連 携 | | 子ども・若者の現状や課題等の実態を詳細に把握し、子ども・若者への支援と 家庭環境の改善に向けた具体的な解決策の検討を行う包括的な庁内の支援体制 を構築します。 | 子育て支援課 | 通常とは異なる対応 | 0 | | | | | | | | 次年度に、本計画策定時のプロジェクト チーム関連課をベースに組織設置予定 |
| 気づき | 気づきマニュアルの作成 【新規 2020年度は検討】 | 困難を抱える世帯ほど、行政や民間の相談窓口や支援策の情報を得られず必要な支援につながっていない傾向にあるため、自発的な相談がなくとも、家庭の状況に気づける体制づくりが必要です。そのため、母子保健事業の様々な場面や、保育所、幼稚園、小学校、中学校、放課後児童クラブ、児童館など、日々子どもや保護者と接する機会の多い関係機関や相談時において、「気づきマニュアル」作成し運用します。 | 子育て支援課 | 通常とは異なる対応 | | | | | 0 | ・関係機関との意見交換会が実施できなかった。 ・気になる子どもの気づきポイントを事務局で検討した。 | | | |

基本目標Ⅲ 社会全体での気づきの醸成と支援への仕組み

(2) 気づき・つなげる人材の育成 (3) 社会全体での子どもの支援

| | | | | | ②通常とは | 異なる対応の ⁵ | 場合(複数選 | 択可) | | | | | |
|--------|-----------------------------|--|--------|-----------|------------|---------------------|---------------------|-------|-----------------|---|-----|--|--|
| | 事業・取組 | 事業・取組内容 | 担当課 | ①実施状況 | 休止 (中止) | 実施頻度を 減らして 実施 | 参加人数を 制限して 実施 | (配置)な | ・ 内容を変す して実施 | | その他 | 内容 | ③コロナの影響により、相談や貸付などの対応件数が顕著に増加している場合、件数等がわかればご記入ください。 |
| 理解推進 | 子どもの貧困への理解の推進 【新規】 | 日頃から子どもや家庭と関わる関係機関の関係者をはじめ、地域の支援者や広 く市民に対し、困難を抱える子どもの現状や支援についてなど、子どもの貧困 への関心や理解を深めるための研修等を実施します。 | 子育て支援課 | 通常とは異なる対応 | | | | | 0 | ・「居場所の運営」について、オンライン形式で研修を開催し、NPO等に参加いただいた。 ・新設の子ども家庭サポートセンターの見学を予約制で実施した。 | | | |
| 地域連携 | 地域応援ネットワーク会議(仮称)の開催 【新規】 | 行政だけでなく、関係機関や子ども達の支援を行う団体等と連携し、市全体で 貧困対策に取組む体制を整えます。 | 子育て支援課 | 通常とは異なる対応 | | | | | 0 | ・意見交換会が実施できず、コロナ 禍のおける活動状況についてアン ケートを実施した。 ・支援が必要なケースについて、関 係団体と連携を行った。 | | | |
| 体 制 | 持続可能な支援活動の研究 【新規】 | 各地域での取組みを継続的なものとするために、活動資金の確保などについて 研究を行います。 | 子育て支援課 | 通常とは異なる対応 | | | | | | | 0 | 庁内関係課への相談にとどまった。 | |
| 情報発信 | 情報発信についての研究 【新規】 | 子育てに関する情報を、市民が容易に入手できるような情報発信のしくみについて研究を行います。 (SNS、アプリなど) | 子育て支援課 | 通常とは異なる対応 | | | | | | | 0 | 関係機関等との意見交換会は実施できなかったが、コロナ禍においてのオンラインメインの相談や講座などが、外出が困難な産後からの育児世代の孤立防止にも活用できると考えられる。 | |